



研究室ノート 所得課税のアキレス腱

淵, 圭吾

(Citation)

Law & technology, 41:168-168

(Issue Date)

2008-10

(Resource Type)

journal article

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009276>



研究室ノート

●所得課税のアキレス腱

友人の誘いで、夜、食事に出かける。友人の友人も参加し、少し酒も入り、楽しい会となる。このようなとき、帰り際に「領収書、もらっていいかな」と言い出す人がいることがある。確定申告の際に税務署に提出するためである。言い換えると、この人は、食事代を課税所得の計算にあたって（何らかの名目で）必要経費として控除しようとしているのである。これは脱税にあたる。というのも、所得は理論的には一定期間の消費と純資産増加の和として定義され、このような理論的な所得の概念は、現行の所得税法の骨格となっている。消費が所得の構成要素である以上、所得税の計算にあたって、消費のための支出を必要経費として控除する（それによって課税の対象から脱落させる）ことは許されないことになる。そして、友人との饗宴は、消費の典型例であるから、そのための支出を控除しようとするのは所得税の根幹を揺るがすわけである。

さて、インターネット社会についての書物『Code』で一躍世界的に有名になったアメリカの憲法学者、ローレンス・レッシグは、同書でも言及されている1998年の論文で、物事や人の行動を規制しようとする際に、法だけではなく、市場、社会規範、さらにはアーキテクチャー（物理的な障壁）にも目を向けるべきであり、法がこれら法以外の道具立てに及ぼす作用にも着目すべきであると主張している（Lessig, *The New Chicago School*, 27 *J. Legal Stud.* 661 (1998)）。規制とは、従来法学者が考えがちであったように法（たとえば、刑罰）に

よってのみ行われるのではなく、市場メカニズム（たとえば、煙草への課税）、社会規範、アーキテクチャー（たとえば、建物の構造）によっても行われるし、法がこれらの道具立てを通じて間接的に規制を行うこともあるというのである。

先の事例をレッシグの枠組みを利用して分析してみよう。前述のように、法は刑罰まで用意している。しかし、レッシグによれば、これだけで満足してはならない、ということになる。まず、法的な側面についてさらに述べると、前述のような所得税の本質を理解していない者が少なからずいるようである。つまり、友人との食事の際にもらった領収書を確定申告に使うことが脱税であると知らない人がいる。このことが、領収書をもらうことに対する社会規範の側からの規制を弱めているかもしれない。アーキテクチャーの側面からは、領収書を納税申告の際に提出する、というしくみがある程度脱税の防止に役立っていることに疑いはないが、もしかすると不十分なのかもしれない。単に何でもよいから領収書を添付すればよいのか、飲食店のハンコを要求するのか、参加した全員の署名を要求するのか、といった（法律が要求する）要件の軽重により、脱税のしやすさが変わってくるといえるだろう。

このように法以外の道具立てにも目を向けた議論を行うことで、所得課税のアキレス腱——必要経費と消費のための支出の区別——を、少しでも守ることができるかもしれない。むしろ、逆に法以外の道具立ての変化により今までできていた規制ができなくなる可能性もあるのだが。

（学習院大学准教授 淵圭吾）

L&T No41 (2008.10)

発行日 平成20年10月1日

編集人 田中敦司

発行人 田口信義

発行所 株式会社 民事法研究会

〒151-0073 東京都渋谷区笹塚2-18-3

エルカクエイ笹塚ビル6F

☎ 03(5351)1571(営業) FAX 03(5351)1572

03(5351)1556(編集)

<http://www.minjiho.com/>

印刷所 文唱堂印刷株式会社

購読料 年間購読料 8,000円(税・送料込)

定価2,000円(本体1,905円) 送料別